

研究ノート

明治四年生野県一揆について

宮 前 千雅子

はじめに

明治四年八月二十八日、明治政府は、いわゆる「解放令」を公布する。これを、被差別部落の人びとは大いに喜び受け容れる⁽¹⁾。しかし、一般の民衆は必ずしもそうではなかった。当時、差別を温存する取り決めを内部でおこなう村々もみられたが、公然と部落の解放に反対する一揆も起こった。これらは「解放令反対一揆」と呼ばれてきた。

「解放令反対一揆」は歴史上、最大級の差別事件と言っても良い。しかしながら反対一揆に関する数々の論文を読んでもいくうちに、解放反対の動きは小さかったのだと結論づけようとする傾向が広範に存在することに気付いた。こ

のような傾向は、この事件を差別事件ではなかったかのよう⁽²⁾に解釈することへとつながってゆく。

しかし実際のところ、一般の農民達は明らかに差別感情を有し、ある地方では被差別部落民を殺害し、本稿で問題にする現在の兵庫県、特にその一部の生野地方においては解放令を撤回さえさせている。反対一揆の研究においては、このような事実を直視しない風潮がみられる。

しかし、こういった、差別事象を正面から取りあげよう⁽³⁾としない研究態度は、運動において「寝た子を起すな」とする態度と同質であり、決して差別をなくすことに結びつかないであろう。過去の事実は事実として直視し、それを明らかにしていくことが差別をなくすことに寄与する研究上の姿勢ではないだろうか。

表1 生野県庁にむかった村名

	旧 生 野 県	旧 鳥 取 県
神 西 郡	今井、鶴居、下沢、田中、小室、千原、谷、岡、鍛冶、森垣、真弓	福渡、美佐、比延、上岩、寺前、高朝田、宮野、小田原、犬見、新野
神 東 郡	屋形、下吉富、東柏尾	加納、根宇野、柏尾、上吉富、福本、栗賀、中、小(山カ)田、貝野
多 可 郡	猪笹、大山下、大山中、円山、岩屋谷、津村子、山口、羽淵、奥田路、口田路、山本、新井、立野、立脇、石田、奥多々良木、口多々良木、伊由市場、山内、納座、上八代、口八代、川上、桑市	

(注)「神西神東両郡暴動者罪案処刑」(『兵庫県史料』五十五)及び『太政類典』第二編第四百四十八卷(『近代部落史資料集成』第二卷)より作成

表2 姫路県庁にむかった村名

	旧 姫 路 県	旧 兵 庫 県
神 西 郡	山崎、甘地、奥、近平、坂戸、福崎新、福田、長野、溝口、神谷、田口、桜、高橋、西谷、板坂、西治	
飾 西 郡		青山、町田、飾西、寺、実法寺、菅生潤

(注)「明五擬律決議集」(『兵庫県同和教育関係史料集』第一巻)及び『兵庫県史料』十八(『近代部落史資料集成』第一巻)より作成

なく、両県管下の村々が自分達の要求を通すため、いわば必然的なコースが北と南になったというのをあらわしている。つまり、自分達の要求は自分達を管轄している県の県庁に持っているのだ。であるから、姫路県管下の農民が北上する必要はないし、また実際その形跡もないのである。従来「播但一揆」と呼ばれてきた一

この論文では、兵庫県に焦点を絞り、「播但一揆」と呼ばれてきた解放令反対一揆について述べていくことにする。従来一緒にされてきた南北両一揆を二つに分けて考察すべきこと、また定説とされてきた指導層をめぐる問題、および部落民の一揆参加の有無について検討し、反論を加えてみるつもりである。

一、播但一揆と生野県一揆

明治四年十月、現在の兵庫県で「播但一揆」と呼ばれる、旧賤民の身分解放に反対した一揆が起った。

一揆が波及した地域は、兵庫県の中央を南北に流れる市川沿いに、播磨国と但馬国にまたがり、当時の神東・神西・多可・飾東・飾西・朝来各郡にまで広がっている。廃藩置県から間もない時期であったので、右の六郡は、まだ姫路県・生野県・鳥取県・兵庫県・竜野県などによって分割支配されていた。

一揆は、十月十三日姫路県管下神東郡辻川村で勃発する。いったん須賀院まで進んだ一揆勢は二手に分かれ、一手は飾西郡に入って姫路県庁にむかい、もう一手は再び辻川に戻り鎮圧されるが、この騒擾が生野県管下の村々に波及し、最後には生野県庁に押し寄せ「皮多据置」他の要求

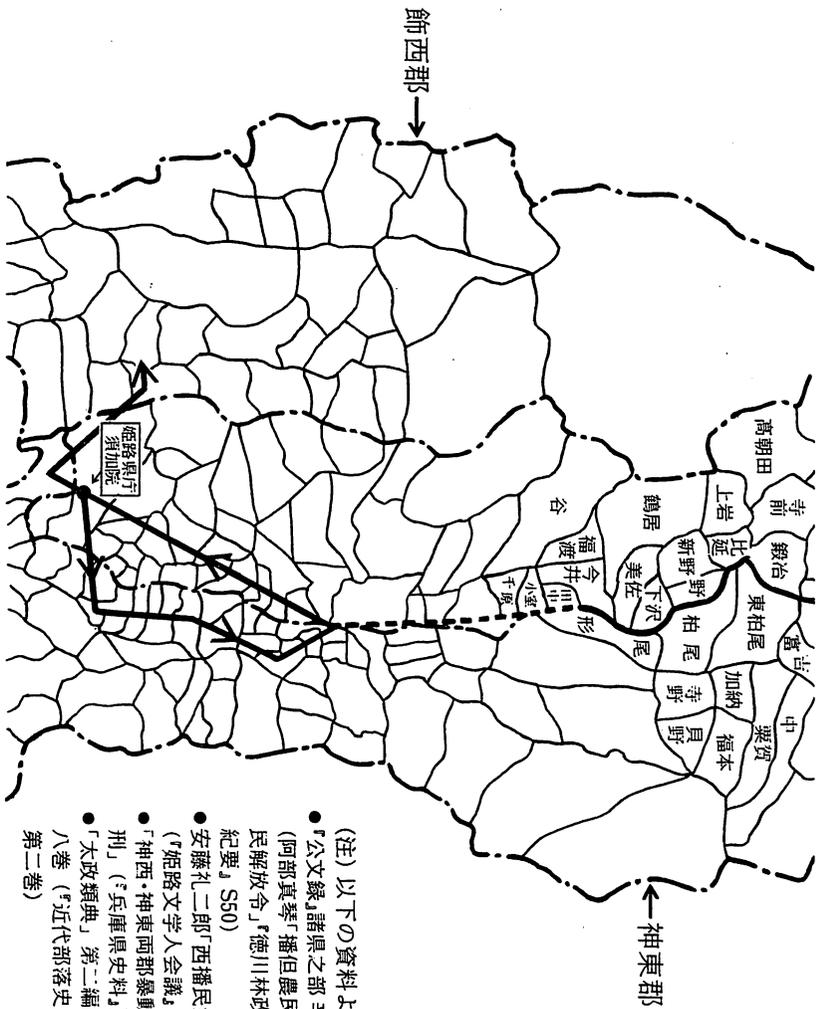
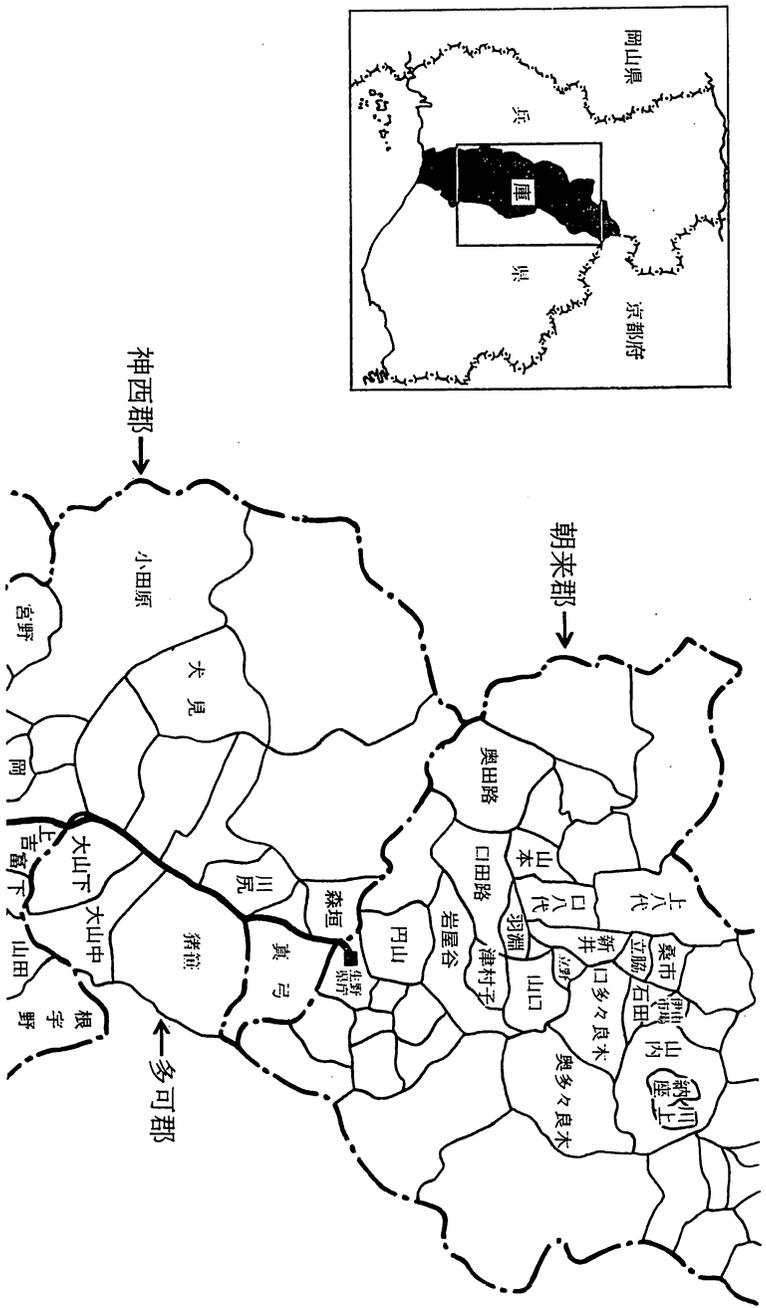
をのませるに至る。

従来、この一揆は、北上した勢力も南下した勢力も一緒にして「播但一揆」と呼ばれてきた。しかしながら北上した一揆勢と南下した一揆勢は直接連続しておらず、性格の違いがみられるようである。

表1・2は、北上して生野県庁につめかけた村々と南下して姫路県庁にむかった村々の名前、またその村々がどこの県の管轄であったかを示すものである。表をみて明らかのように、ごく当り前のことであるが、生野県管下の村々は生野県庁にむかい、姫路県管下の村々は姫路県庁にむかっている。ただ、生野県庁にむかった勢力の中には多数の鳥取県管下の村々も含まれる。はっきりとした理由にはわからないが、周囲を生野県管下の村々に取り囲まれ、本庁である鳥取県庁からは遠く離れた所に位置するという地理的な理由が考えられる。図1で明らかを通り、生野県庁を目指す場合、生野県下の村々よりもこれらの鳥取県下の村々の方が近いことさえある。

これら鳥取県の村々も含めて生野県管下の村々が生野県庁にむかい、姫路県管下の村々が姫路県庁にむかったという事実(姫路県庁にむかった村々の中にも他県の村々が含まれるが、鳥取県下の場合と同じ理由が考えられる)は、一揆が何の理由もなく北と南の二つの進路をとったのでは

図1 一揆経路・付和随行の村々(以上生野県一揆についてのみ)



- (注) 以下の資料より作成
- 『公文録』諸県之部 辛未十二月 (阿部真琴「播但農民一揆と農民解放令」『徳川林政史研究所紀要』S50)
 - 安藤礼二郎「西播民衆運動史」(『姫路文学人会議』168)
 - 「神西・神東両郡暴動者罪案処刑」(『兵庫県史料』)
 - 『大政彙典』第二編 第百四十八卷 (『近代部落史資料集成』第二巻)

揆は、厳密に言えば、生野県庁にむかった「生野県一揆」と、姫路県庁にむかった「姫路県一揆」とに分かれていることがわかる。

これまでの研究で、南部の姫路県一揆はかなり明らかにされてきたが、北部の生野県一揆にはまだまだ不明な点が残されている。今回、この論文で扱おうとしているのは、生野県一揆である。以下、いくつかの定説に論点を絞って、当一揆について考察していくことにする。

二、指導層をめぐる問題

(一) 指導層に関する研究史

ここでは、当一揆における指導層について考えてみたい。指導層に関する研究では、小林茂氏の論文「いわゆる『解放令』反対一揆をめぐる——指導層の性格——」⁽⁶⁾が代表的である。

小林氏は、この一揆が富農層により指導されたものと規定して、次のように述べておられる。

ところで、部落解放撤回の一揆・運動は決して貧農層から起こったものではなく、富農層をいし村役人の主導のもとに展開されたものであることを忘れてはな

表3 播但一揆処罰者表 (一部か)

	村数	戸長 (庄屋)	平行司 (年寄)	五人組頭	平百姓他	計
神西郡	*37	51	3	6	23(他、不明36)	119
神東郡	4	7	1		1	9
多可郡	3	5				5
姫路県	不明				4	4
計	44	63	4	6	64	137

(注) *山崎組16カ村を算入しているため、重複した村があるかも知れない。

(出典) 小林茂「いわゆる『解放令』反対一揆をめぐる」(『部落解放研究』第3号、1974年9月)

出してしまっ
よいのだろう
か。小林氏自身
も現に右で、
「職責上、その
責任を追及され
たと思われる
」と述べられ
ている。罰され
た理由によって
は、一揆の指導
者とはいえない
場合が考えられ
るのではないだ
ろうか。また、
解放令布告後か
ら一揆にいたる
までの村民達の
動向はどうであ
ろうか。本当
に、村役人達が
この一揆を主導

らない。そして、彼らは、この変革期に乗じて起こった下層農民の自分らに対する抵抗を、解放撤回一揆を主導することによって、政府への抵抗にすりかえた感なしとしない。(中略)しかも、播但一揆に主導的役割を果たしたのは、中農層以上の有力農民であったことは否定できない。(中略)この一揆に活動した人物名・身分・年齢・罪状・刑罰は第一表(本稿においては略す)・第二表(同前)のようである。なお、これをとりまとめると、第三表(本稿において表3)のようになる。一三七人は恐らくこの一揆処罰者の一部であると思われるが、少なくともうち七三人、過半が村役人である。職責上、その責任を追及されたものと思われるが、ここに村ぐるみの勢で一揆をかけたことが推察できるのである。⁽⁷⁾

まず気付く点であるが、小林氏は「富農」が指導したとしておきながらも、実際その「富農」に関する定義はな⁽⁸⁾右の引用にあるように「村役人」(表3のうちの庄屋・年寄・五人組頭)を指しているということである。したがって、以下、村役人指導説として氏の説を扱うことにする。

また小林氏の論理に従えば、処罰された者がすなわち一揆の主導者ということになる。しかし、そう簡単に答えをしていったのだろうか。小林氏は、前掲の論文の中で、一揆にいたるまでの経過について複数の史料に基づいて述べられているが、姫路県刑法係の神西郡山崎組五郎の調書が部分的に参考になるほかは、村落構成員全体としての動向はつかみにくい史料ばかりである。そこで、生野県神東・神西郡屋形組における村民達の動きを、『兵庫県史料』に含まれている「神西神東両郡暴動者罪案処刑」⁽⁹⁾を通じてみて、また、なぜ村役人達が罰されたかについても言及したい。そのうえで、この生野県一揆における指導層とは一体誰であったか、検討してみたい。

(二) 村民達の動き(屋形組を中心に)

屋形組とは、神東郡の屋形村・東柏尾村・下吉富村及び神西郡の岡村・鍛冶村・野村・下沢村・鶴居村・今井村・田中村・小室村・千原村・谷村の計十三カ村を指す。(図1参照)この屋形組に布告(「解放令」)が伝わったのは、九月十七日のことであった。これに反対する動きは、まず村役人達の間から起こった。

九月二十日、鶴居村元年寄の岡田利平宅で、今井村年寄の敦賀謙三と、屋形組触元の内藤吉兵衛が出会った。謙三は、穢多一件に触れ、村役人より県に歎願したいと申し出た。しかし吉兵衛は、「海内一般ノ布告ニ付、逆モ相立間

敷」と答えた。そこで傍より利平が、「余り残念ニ付、打寄敷願致度」と言い出したので、吉兵衛は明後日に寄合を持つことで承諾した。

二十一日、村役人寄合で、皮多据置の歎願書を県に提出することが決められた。おりしも、森垣組と猪笹組から、ともに歎願したいという申し出があったので、二十二日、一紙連判で生野県庁へ歎願した。これが第一回目である。

しかし二十五日、この歎願書は「厚き御理解の上」不採用となった。これをきっかけとし、小前層が元皮多との売買をしなくなるが、村役人達はそのままにしておいたらしい。ただ、小前達の不売の動きは大きかったようである。

下沢村小前の堀吉太郎の罪案口招によると、彼は酒屋を営んでいたが、他の小前達が売買をしなくなっても彼は十月初旬まで旧穢多の人々に酒を売っていた。しかし次第に、「彼等（＝旧穢多のこと）と一緒に相成候旨風説人気が立候モ難計、恐シク存」じるようになったので、三日から彼らに酒を売のをやめたいらしい。旧穢多との売買を許さない風潮が広範囲の小前達に浸透していたと思われる。

十月三日、今井村庄屋高橋与三兵衛宅に、同村字大日の旧穢多四人が来て、「以来斃牛埋場並諸事平民同様扱具候様」申し出た。これを慢心増長と受け取った与三兵衛は、隣村の状態を問合せに使いをやったが、どこも不穏な

状況であった。そこで、再度村役人からの歎願を考える。

そのため翌四日、村役人寄合がもたれたが、その中の最高責任者であった内藤吉兵衛から「最早村役人ヨリ強テ歎願可致筋ニ有間敷、猶旧穢多ト是マテ通売買為シ致候様」との、運動を中止する意見が出され、結局流会となった。不売運動を中止させるようにとの意見については、従う村役人と従わない村役人とに分かれる。岡田利平は「自分ハ不承知故」として本家の岡田利七（小前）に相談をし、それが利七の主導で翌日の小前集會に發展する。高橋与三兵衛や敦賀謙三は、吉兵衛の申し付けを小前に達しておきながら翌日の小前集會に参加した。他方、下沢村庄屋堀三郎をはじめ六人の庄屋（福田吉三郎・古家岩次郎・原田弥吉郎・左納甚助・内藤丈右エ衛）は小前集會に参加していない。ここに来て、村役人達が分解を始めたのである。

五日、今井、下沢、鶴居の各村で小前寄合がもたれた。今井村の寄合では、旧皮多が取り扱ってられなくなった死牛馬の埋場や、彼らとの売買について話合っていると、下沢村の寄合から「酒屋へ穢多大勢押来由、其節ハ加勢相頼」との使いがあり、一同承知する。またその使いは、翌六日の小室天神社での屋形組内惣寄合の打ち合わせをして帰村した。そして、村役人ながら参会していた高橋与三兵衛から「何レ是レハ竹槍仕事」との発言があり、一同竹槍

をそろえることになり、一味同心の約定書を作成した。

翌六日の小室天神社での屋形組内七カ村による惣寄合では、斃牛は村端に埋めること、「穢多一件ハ村役人ヲ以テ歎願ニ及ヒ、若不取次ハ、幸旧知事様屋形村御泊リニ付、直願可致」こと、「穢多強勢ノ節ハ、相凶次第互ニ助合」うことが相談された。しかし途中で、内藤吉兵衛他の村役人より差し止められ流会となった。

七日、小前の動勢が不穏のため、再び村役人寄合がもたれることになった。内藤吉兵衛の罪案口招からも、「今井村始小前一同人氣不_レ治、県庁ヨリハ彼是申者可_レ連来」との達しがあったことを表わす一文がみられ、小前がいかに騒ぎ立っていたかがわかる。これは、必ずしも責任のがれからの自供とは思われず、他の多くの小前の調書も同じ事実を語っている。

しかし吉兵衛は、「多人数連行候事モ不_レ相成」と考え、結局寄合で相談の末、再歎願の運びとなった。こうして、二度目の歎願は、小前の力が村役人を動かして実現したのであった。

八日、高橋与三兵衛らの惣代が県庁に向い歎願書を提出したが、再度不採用となり、十日彼らは帰村し、その旨を小前に知らせた。

そして遂に同月十三日夕方、屋形組から約四キロ南方の

神東郡辻川村で一揆は起こる。翌十四日には、この屋形組にも「加勢不_レ出村ハ焼払突殺候」などの流言が伝わり、家屋焼却等への恐怖のあまり小前達は騒ぎ立ち、同じく恐怖心より村役人達も一揆に参加するよう村民に指図した。しかし、ほとんどの村役人はその後、一揆をしずめるため働いているのである。例えば敦賀謙三は、「一同恐怖騒立候機ニ臨ミ、与三兵衛ト談シノ上」、いったん「村中小前竹槍携罷出候様及ニ差図」ぶが、直後に「生野御県御出張御官員ノ御指揮ヲ請ケ、取鎮方周旋」している。

以上が、『兵庫県史料』にみる村民達の動きである。確かに、解放令布告後すぐに反対の動きを示したのは、村役人達であった。しかし、先にも述べたように、村役人達の中には様々な反応を示す者が次第に出てくる。そのような彼らが、果してどのようにこの一揆を「主導」し得たのであろうか。むしろ、不売運動に入ってから小前の動きの方が、注目に値する。彼らの、旧穢多身分解放に反対する動きは、日を追って活発化し、激しさを増している。このことは、先に引用した内藤吉兵衛の罪案ほかにあるように、「彼是申者可_レ連来」と命じた県側も十分認識していることであった。そして最後には、村役人をして再歎願せしめるところにまで追い詰めたのである。

このような村民の動きからは、村役人指導説を立証する

ような事実は見出せない。しかし、小林氏の説の根拠となつてゐる処罰者の多くが村役人だという事実がある。村役人が主導した形跡はないのに、なぜ多くの村役人が処罰されたのか、次に探ってみることにする。

(三) なぜ村役人が処罰されたか

たしかに処罰された者のうちの多くは村役人である。しかし、それを根拠として彼らがこの一揆を主導したのだと言へるであろうか。彼らが罰せられた理由、つまり政府が何を以て彼らに罪があるとしたかを知る必要がある。

右の「神西神東両郡暴動者罪案処刑」には、すでに詳述したような自供のほか、各人の処罰等にも触れているので司法省がどのような基準で処分をおこなつたかが明らかになる。これの一部をまとめたものが表4で、屋形組に限つた村民の行動及び罪状をあらわしている。

表4を見て、まず第一に気付くのは、この被処分者の範囲内では、一揆に参加したかしなかつたかは、処罰の重さに大きな影響を及ぼしていないということである。ほとんどの村役人は、一揆に関して動揺(△)を示している(⑬)にすぎない。つまり前項でもみてきた通り、家屋焼却等への恐怖心から、村民には一揆参加を指図したにもかかわらず、その後一揆鎮圧のため努力したことを意味している。

しかしながら、直接一揆に加わつた小前達よりも彼らは厳罰に処されている。また、木村藤三郎や岡田利七のように、一揆に参加してゐるにもかかわらず、他の者と同じ贖罪金二円二十五銭をとられてゐる。このことから一揆に参加したか参加しなかつたかは、処罰に大きな影響を及ぼしていないことがうかがえるのである。

つまり、一揆に加わらなかつた村役人達が厳罰に処されたのは表4の④「罪状」にみえるように、村民に一揆加勢を指図したという事実からである。しかし、この「指図」は、一揆を主導したことを意味するものではない。先程から何度も繰返したように、これは家屋焼却等の流言が引き起した事態への、ある程度「やむをえず」の指揮であつた。これは次の司法省の判決からも明らかである。

司法省 御指令

他村ノ騒擾流言ニ脅誘セラレ、村民ニ加党ヲ指揮シ、其凶焰遂ニ波及シテ官吏ヲ殺死シ、官舎ヲ焼燬スルノ事アルニ至ルト雖モ、其凶行固ヨリ該犯ノ意匠ニ出ルニ非ス、其凶燬ノ熾ニ至ルヲ見乍ラ反省シテ鎮撫ノ周旋ヲナスニ依リ、改定律例第五百十一条凶徒衆衆ノ從ニシテ情輕キ者ニ擬シ 欠損

存命ナレハ懲役三年

余罪ハ輕シ論セス⁽¹¹⁾

これは、懲役刑という特に厳しい罰をうけた高橋与三兵衛に対するものである。一揆を主導しようという意図などなかつたことは、「意匠ニ出ルニ非ス」と政府側も認めてゐるとおりである。すなわち、流言に脅されたからとはいへ、村役人という村を治めるべき人物が、一揆参加を指図してしまつた責任をとらされたと考えるのが、最も自然である。

また、その与三兵衛と、同じく懲役刑をうけた敦賀謙三の行動をみると、この両名は小前集會に關与してゐる(表4の⑩と⑪参照)。十月五日の小前集會に参加し、またその席上で翌六日の小室天神社での組内惣寄合のために自村からの惣代を決めるなど、その集會を支持する行動をとつたのである。しかし、彼らの行動には、小前達を主導して集會を催させた事実は見当らない。すでに少し触れたが、岡田利平の話を聞きつけた小前の岡田利七が、「自分發言ニテ」「村内広徳寺へ小前寄合相触」れた結果、小前層が集會を開くのであり、二人はそれに参加したとしか考えられない。このことも、村役人という重職にありながら、本来なら制止すべきものを小前集會に参加してしまつた責任から懲役刑という大変重い刑に処せられたと考えるべきであろう。たとえ、両名が小前を煽りたてて解放反対の動きを活発にしようという意図から集會に参加したのだとして

も、小前層自体にも彼らの意図を受け入れる受け皿がなければ、そのようなねらいは全く無意味なものとなつてしまふだろう。ところが、小前層はそれ以前から、不買運動を独自に継続しており、五日と六日の小前集會も、それらの延長上に位置づけることが可能である。

これらのことから判断して、彼らが小前を主導したとするには余りにも無理があるし、政府側も彼らをそのような扱へてはいないことは、先程の司法省の判決が示す通りである。彼等の厳罰は、村役人としての責任ゆえに課せられたものであり、それが司法省の処分基準でもあつたのである。

また付け加えておくならば、鶴居村年寄の岡田利平と下沢村庄屋堀三郎の刑が贖罪金五円二十五銭で同じである。しかしながら、前項で示したように、この両者の態度は十月四日を境にして、正反対なものとなる。十月四日の内藤吉兵衛からの「小前層の不売運動をやめさせるように」との申し付けを岡田利平は不服とし、さらには翌五日の小前集會にまで参加したのに対し、堀三郎はその申し付けに積極的に従つた。このような二人が同罪に処されていることから、堀が、村の最高責任者たるべき庄屋としての責任をとらされたと考えることができよう。

以上のように、誰一人として主導者ゆえの罪を負つた者はなく、村役人としての職責を問われている。職責上の処

表4 明治四年生野県一揆での屋形組内中心村の被処分者とその行動

① 氏名	② 身分	③ 処罰(司法省)	④ 罪状
内藤 吉兵衛	元大庄屋・触元	呵責	村民の歎訴を制止するも、やむをえず許可
堀 三郎	庄屋	5円25銭	やむをえず一揆への加党を指揮
福田 吉三郎	"	"	"
古家 岩次郎	"	"	"
原田 弥吉郎	"	"	"
左納 甚助	"	"	"
内藤 丈右エ衛	"	"	"
高橋 与三兵衛	"	懲役三年	やむをえず一揆への加党を指揮するも鎮撫に尽力
岡田 利平	年寄	5円25銭	やむをえず一揆への加党を指揮
敦賀 謙三	"	懲役二年半	やむをえず一揆への加党を指揮するも鎮撫に尽力
木村 藤三郎	百姓代	呵責	村民の集会を制止するも県庁への歎訴に随行
敦賀 藤兵衛	小前	2円25銭	一揆への附和随行
中野 利八	"	"	"
堀 吉太郎	"	"	"
堀 金兵衛	"	"	"
堀 儀三郎	"	"	"
堀 房次郎	"	"	"
岡田 利七	"	"	村民集会を触れる
岩見 直蔵	"	"	一揆への附和随行
渡辺 与右衛門	"	"	"
渡辺 庄三郎	"	"	"
福田 福之助	"	3円	一揆に附和随行し村の旗を持参
高松 父吉	"	2円25銭	一揆への附和随行
椿 久次郎	"	"	"

- ③は司法省から飾磨県への指令による処罰(『兵庫県史料』55「暴動罪案処刑」による)
- ④ 同上
- ⑤ 「重軽違審判決原本全」(『兵庫県同和教育関係史料集』第2巻P.1215~)による最終判決
- ⑦ 9/17の「解放令」の生野県からの公布に、すぐさま反対の動きを開始した者
- ⑧ 上にもとづいて村役人寄合に出席した者
- ⑨ 歎願が生野県から却下されて、再度村役人寄合に参加した者

⑤ 飾磨県判決	⑥ 村名	⑦	⑧ 9/21	⑨ 10/4	⑩ 10/5	⑪ 10/6	⑫ 10/7	⑬ 一揆	備考
1円50銭	屋形	△		×		×	△	×	
③に同	下沢			○		×		△	
"	小室		○	○		×	○	△	
"	小室		○	○		×	○	△	
"	下沢		○	○		×	○	△	
"	屋形		○	○		×	○	△	
"	屋形	○		○		×		△	
死亡	今井	◎	◎	○	○	○		△	10/6寄合を支持した村役人
③に同	鶴井	○	○		◎	×		△	10/5集会に積極的に参加 10/6小前集会は制止
"	今井	○	◎	◎	○	○		△	10/6寄合を支持した村役人
"	下沢			○		×	○	×	
"	今井				○	○		○	
"	今井				○	○		○	
"	下沢				◎	◎		○	小前集会の発起人だが自己防衛のため
"	下沢				○	○		○	
"	下沢				○			○	
"	下沢				○			○	
"	鶴井				○			×	一揆に参加していない点に注意
"	鶴井				○	○		○	
"	鶴井				○	○		○	
"	鶴井							○	
"	小室					○		○	
"	小室				○	○		○	
"	小室				○	○		○	

- ⑩ 今井・鶴井・下沢村の小前集会への出席者
- ⑪ 小室村天神社での村惣代寄合への参加者ないし加担者
- ⑫ 会所での村役人寄合で再歎願を決定した者
- ⑬ 一揆への参加者
- ◎=発起人ないし中心人物 ○=同調者 △=動揺(反対から賛成あるいは賛成から反対) ×=反対・制止
- (出典)上杉聰『「解放令」反対一揆の再検討・レジュメ』(『解放令反対一揆シンポジウム資料集』1986年3月27~28日)

罰であるなら、多くの村役人が罰されていても何ら不思議はなく、むしろ当然である。処罰者の過半が村役人だからといって、彼らが主導者であるとは言えない。ここから、村役人指導説は導き出せないのである。

(三) 小括(当一揆における指導層とは)

では、生野県一揆における指導層とは一体誰であったのだろうか。

屋形組では、布告直後に反対の動きを示したのは村役人達であり、後になって活発に反対のための集会を催したのは小前であった。しかしまた、いったん一揆加勢を指図したはずの村役人達が、その一揆鎮圧のため東奔西走している。また一揆に参加はしたものの、生野まで行って恐ろしくなり逃げ帰ってきた小前がいたのも事実である。他村も大差はないと考えられる。

このような事実は、現在利用しうる史料の範囲内でみるかぎり、「村役人層が指導した」とも、「小前層が指導した」とも決定づけるようなものとなっていない。流言が飛び交い、それにほんろうされ、混乱している状況のもとで一揆は起こった。今のところ明確な指導層は不明だが、屋形組をみるかぎり、一揆を押し出すエネルギーとも言うべきものは、村役人から小前へと次第に移っていったこと

次に、小野寺氏は右論文の中で『太政類典』を基礎にし、旧生野県管下の付和随行の村々三十八カ村を列挙している。¹³

播磨国神西郡——下沢村・鶴居村・谷村・田中村・小室村・千原村・今井村・園村(岡村のことである)
う)・鍛冶村・森垣村・真弓村
同国神東郡——屋形村・下吉富村・東柏尾村
同国多可郡——大山中村・大山下村・猪篠村
但馬国朝来郡——円山村・岩屋谷村・津村子村・山口村・羽淵村・奥田村・口田路村・山本村・新井村・立脇村・立野村・奥多々良木村・石田村・伊由市場村・山内村・納座村・川上村・上八代村・口八代村・桑市村・口多々良木村

そして部落民参加に関しては、「しかも、少なくとも旧穢多村二村を含んでいる」と述べているにすぎず、どの村が穢多村かについては、全く述べておられない。

また、枝郷として穢多村が存在する場合、本村が参加したからといって穢多村が参加したとは言えないケースが考えられる。確かに、小野寺氏の挙げた村々には枝郷として存在する被差別部落があるし、それは二村以上である。しかし枝村としての部落ならば、それだけで部落が参加したとは言いが切れない。先日、小野寺氏本人に確認してみたの

は、これまで述べた経過からみて紛れも無い事実である。

三、部落民は一揆に参加したか

(一) 部落民参加説の研究史

被差別部落の人びとがこの一揆に参加したということ述べている代表的な論文として、太田陸郎「明治四年姫路地方一揆」(『兵庫史談』第五十六号、昭和五年八月)、小野寺逸也「明治四年播但一揆」(『部落問題研究』第二十五号、昭和四十四年七月)、上山勝「播磨地方における『身分学校』の研究」(『安達五男編』『近代の教育と部落問題』昭和五十八年五月)の三つが挙げられる。

まず太田氏の論文であるが、表題からも明らかのように、氏は播但一揆のうち、南部にあたる姫路地方を対象として述べておられる。前提として、言及しようとする地域が違うことを十分認識しておかねばなるまい。太田氏が部落民参加について述べているのは「現存せる古老(当年八十一歳)の語る所によれば明らかに当時被差別の村民も一揆に参加し」とある箇所のみである。

つまり、聞きとりによるものであるが、どこの誰が、どのような内容を言ったかは、全く明らかにされていない。

だが、この論文を作成されたのも随分昔なので、はっきり覚えていらっしゃらないということであった。また、朝来郡以外の郡についてであるが、どうも枝村の場合は想定されていなかったようである。かなり根拠のあやふやなものではないだろうか。また、この地方に詳しい近世史研究家の白井寿光氏の話によれば、多可郡の三カ村については、旧皮多村は含まれないらしい。

最後に、上山氏の論文についてだが、氏は右論文の中で「しかし、この『播但一揆』は部落に対し直接襲撃するという行動はとらなかった。否、部落の住民も参加したとも伝えられる」と部落民参加について述べておられる。そして、その根拠として「宮田九蔵(神崎郡屋形村・明治八年五月二十一日生れ)昭和四十六年八月一日談」と注記しておられる。つまり、宮田九蔵という人物からの聞きとりである。しかしこの時、宮田氏は既に話すことができず、筆談によるものであったらしい。その筆談の内容も明確にされておらず、もちろんどの被差別部落が参加したかもわからず、この場合もはっきりした根拠があるとは言いがたい。

以上、三つの論文は共通して明確な村の名前を挙げておらず、根拠らしいものも見当らない。このように、部落民参加説というのは、明確な裏づけのないまま唱えられ続け

てきたものなのである。こういった状況で、部落民が一揆に参加したと結論づけてしまうことは早計である。

(二) 部落民の参加はあったか

次に、一九八六年十二月に行なった聞きとり調査と若干の史料をもとにして、部落民は参加したのかどうかを検討してみたい。

兵庫県神崎郡市川町小谷(旧神西郡戸板村)の西塚政次氏(明治三十九年生れ、八十歳)、神崎郡神崎町寺野(旧神東郡寺野村)の川本利明氏、広納常治氏、藤沢克巳氏の三氏に、そして宮田九蔵氏の居住する村である神崎郡屋形村(旧神東郡屋形村)の淵田伊八郎氏(明治二十九年生れ、九十一歳)にそれぞれお話をうかがった。戸板村と寺野村が一村で独立していた旧皮多村であり、屋形村は一般村である。

まず、小野寺論文にある一揆参加の村々の表を西塚氏に見て頂き、一村だけで穢多村として存在する独立村がここに含まれているかどうか尋ねてみた。「神東・神西両郡の村をみるかぎり、枝郷として存在する穢多村はあるが、独立した穢多村は含まれていない」ということであった。小野寺氏の言葉(「朝来郡以外の郡」)、白井氏の話(「多可郡に穢多村なし」とあわせてみると、小野寺氏の言う「少

村において一揆勢に殺害されることになる。)

ここでも、「元皮多成敗」の流言がみられ、また実際に「近村ノ者モ追々竹槍ヲ携可ニ罷出候様子」であり、そのことで元皮多の人びとは「涙ヲ垂シテ願出」るほど、恐れおののいているのである。

さらに、被差別部落の人びとが一揆に参加したというところを、言い伝えなどで耳にしたことがあるかどうか尋ねてみた。戸板村の西塚氏は、「そんな言い伝えは全くない。部落の人が一揆に参加したなんて、何かの間違いであろう」とおっしゃった。氏は、屋形組全体について広く知識をお持ちの方である。また寺野村の川本氏・広納氏・藤沢氏も「聞いたことがない」ということである。一般村であり、かつ宮田氏の聞きとりもある屋形村の淵田氏は、「そんなことは聞いたことがない」とおっしゃっていた。付け加えておくならば、淵田氏は上山論文が言及した宮田九蔵さんとは家が隣りどうしという関係にある。

今回行った聞きとり調査は、少なくとも神東・神西両郡(現在の神崎郡)からの部落民参加の可能性の薄さを示すものとなった。しかしあくまで聞きとりであり、しかも直接の証言ではなく伝承の部類に属するので、どこまで信頼してよいものかどうか疑問が残る。だが、百年以上経った現在に至るまで伝わっている事実は重視すべきである

なくとも穢多村二村」の「二村」とは、枝郷としての穢多村になる。枝郷としての穢多村を指すならば、本村でなくその枝郷の村々が一揆に参加したことを証明しない限り、この論理は成り立たない。

また、一揆当時の旧皮多村における状況もうかがった。西塚氏の戸板村では、「一揆が攻めてくる、村が焼き払われる、というので家財道具を川べりの竹やぶの中に隠しておいた。大変なことであった」という。川本・広納・藤沢三氏の寺野村でも、「穢多征伐といって攻めてくるので、男は屋根に登って瓦を持ってかまえ、女はくぼみなどに身を隠す」といったような状況であったと伝えられているという。これらのことは、次のような史料にも裏付けられている。

然ハ退庁用意直ニ出立、猪篠ヲ越少々罷越候処、野村元皮多ノ由御役所へ歎願罷出候由ニ付相尋候処、姫路県管下ノ騷擾人数段々当県下へ押寄、元皮多成敗致シ候由ニテ、近村ノ者モ追々竹槍ヲ携可ニ罷出候様子、成敗等被致候テハ歎敷次第ニ付、如何様ニカ御処置相願度旨、実ニ涙ヲ垂シテ願出候間、願ノ趣聞届、此度出張被_レ命候御趣意申聞、兎モ角帰村可_レ申旨申聞置_ニ。これは、生野県庁から一揆探索のため派遣された、権少属白洲文吾の「絶筆書面ノ写」である。(後に彼は、屋形

う。また史料に示されている状況を考慮に入れても「穢多征伐」の風聞の中で、それを恐れている元穢多の人びとが、まさにその「征伐」の仲間入りをしたとは、何か他の要因を全く新しく考えれば別だが、通常感覚では理解し難いことである。これまで唱えられてきた「部落民参加説」も、それを歴史的事実として認めるには、小野寺論文に象徴されるとおり、余りにも不明瞭なのである。

残された課題—まとめにかえて—

以上、明治四年の生野県一揆について、特に従来定説とされてきた部分について、考察してきた。一揆の指導層については、必ずしも村役人等の上層農民が指導したのではなく、下層の農民達の広範囲で自発的な立ち上がりが見られた。また、今日まで繰り返し述べられてきた、播但一揆への被差別部落民の参加は、生野県一揆に関する限り考えられない。

この「播但一揆」についてよく言われることに、農民達の旧賤民解放反対の動きはそれほど強いものではなかったという主張がある。つまり、他の政治的要求が農民達の真の要求であり、解放反対は一揆を起す導火線の役割を果たしたにすぎないとされる。⁽¹⁸⁾ 実は、このことと関連して、

本論文で検討した、一揆を特定の階層の指導によるものとする説や部落民の一揆参加説が主張され、また部落が襲われなかったという事実が、ことさらに強調されてきたのである。解放反対はこの一揆において、そういった小さな位置を占めているにすぎないのであろうか。

次に挙げるのは、生野県庁の県官が一揆勢に渡したとき、これを通じてしか彼らの要求を知ることにはできない⁽¹⁹⁾。これを通じてしか彼らの要求を知ることにはできない⁽¹⁹⁾。

- 一、同中穢多是迄通ノ事
- 一、御年貢筋三分勤弁ノ取計可有之事
- 一、百石牛一疋・人一人差出無之事
- 一、明年ヨリ御廻米御免ノ事
- 一、検地無之事
- 一、社寺院良木伐取無之事
- 一、徒党ノ頭無之様聞届候事

一、異人ノ儀鉢山司へ懸合難儀不相成様取計可遣事⁽²⁰⁾
たしかに、いくつかの要求が並列して挙げられている。しかし、その数ある要求のうち、一揆勢が第一番目に挙げたのは、「穢多是迄通」であったことを見落としてはならないだろう。

さらに『兵庫県史料』で見た通り、農民達は、元皮多の人びとが身分を解放され自分達と同じ行動をはじめたのを

慢心増長と受けとり、このことについて却下されながらも、二度まで県庁に歎願させた。次に挙げる史料も農民達のこのような心理を裏付けるものである。

穢多皮多御廃シ以前ヨリ少々気高ニ有之候処、今般ノ被仰出ニテ弥増長⁽²¹⁾

農民達の憤りをあらわす言葉は、ここでもやはり「増長」の二文字である。

また解放令布告直後のまだ旧穢多の人びとには伝わっていない時点で、いち早く解放令について歎願を思い立った村役人もいる⁽²²⁾。

屋形村で聞きとりをした淵田氏の話も紹介しておこう。

淵田氏は、当時の農民達が一揆にいたる状況についてこう語って下さった。「被差別部落の連中に勢いがついてきて、このままではこつちが危い」というので一揆になったのである。旧穢多の身分解放に際して、危機感をつのらせる農民達の姿が目に見えるようである。

こうみてくると、一揆において解放反対の担った役割は大きかったと考えるのが自然と言えよう。しかもその場合、上層農も下層農も含めた農民達の政治的な要求が、「解放令」反対であったと考えるしかない。

では、なぜ部落が襲われなかったのだろうか、その理由について最後に検討しておきたい。

第一にこの一揆の起こった時期が挙げられるであろう。

「播但一揆」は、解放令発布直後に起こった解放令反対一揆である。このような早い時期であれば、元皮多を旧賤民身分に戻そうとする場合、直接部落を襲って彼らを屈服させるより（次に述べるように、襲う対象となる部落の戸数は非常に多く、大変な労力になると思われる）、一気に県庁に押しかけて解放令を撤回させる方が手っ取り早い方法である。したがってこの生野県一揆は、屋形村から生野県庁まで市川沿いをまっすぐ北上しているのである。また付け加えておくならば、生野県一揆では部落の被害もないかわり、庄屋・大庄屋の被害もないのである。一刻も早く県庁にたどりつくことを目的とする形態をもつ一揆であったと考えられるのである。

次に挙げられるのは、この旧生野県下における部落の勢力の強さである。

兵庫県全体は高木部落をはじめとして、その被差別部落の戸数・人口の多さで有名であるが、西塚氏の話によるとこの旧屋形組が含まれる現在の市川町において部落の戸数が占める割合は、二十二パーセントにもおよぶそうである。全国平均が約二パーセントであることを考えると、この数字がいかに大きいかわかる。これは現在の数字であるが、当時も他の地方に比べ部落の占める割合が高かっ

たであろうことは、想像するに難しくない。

また寺野村の聞きとりでもわかるように、「一揆勢に互を投げようとする」など、部落の側に戦おうとする態度が見られた。これらのことが、一揆勢による襲撃を困難にした可能性は、十分考えられる。

第三に考えられる理由は、一揆が進んだ街道に接して部落がないことである。一揆は市川の東側の旧街道沿いを進んだとされる。屋形組以北の神東・神西郡で、市川の東側に位置する被差別部落は寺野村だけである。部落を襲うためには、川を越えるという地理的な困難があったと考えられる。

以上の三つの事象が重なり合って、部落は襲われなかったのではないかと思われる。しかしこれについては、さらに十分な裏付けが必要である。今後の課題としたい。

最後になったが、この論文を作成するにあたって御指導を頂いた、関西大学文学部教授の小山仁示先生と、同じく講師の上杉聰先生に感謝の意を表わしたい。特に上杉先生には、兵庫県への聞きとり調査に便宜をはかって頂いた。数々の貴重な助言を頂き、一方ならぬお世話になった。心からお礼を述べる次第である。

注

- (1) 朝野重兵衛「諸事聞書扣」(『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻、二九三頁)。明治四年十月朔日条には「穢多蓬物餅つき内祝イ致ス」のような記述がみられる。
- (2) 『近代部落史資料集成』第一巻(三一書房、昭和五十九年)によると、篠山県において、賤民制廃止に対し「一、穢多男女共、日雇之義は一切相雇申間敷事」など計九カ条の旧穢多村排除の申し合せが行なわれている(史料番号三九六)。
- (3) 神西・神東両郡から生野県庁への一揆経路は、史料に記されているが朝来郡からの経路は、はっきりとわかっていない。
- (4) 流言として、姫路県一揆の北上はあるが、再度辻川に戻った一揆勢は、「市川上手に行くにおよばず、加東郡社村の兵庫県出張所にて訴え」ようとして出かけたところ「県常備兵隊に退散させられた」(阿部真琴「播但農民一揆と賤民解放令」『徳川林政史研究所紀要』昭和五十年度、四一〇頁)。
- (5) 小野寺逸也「明治四年播但農民一揆」(『部落問題研究』第二十五号、昭和四十四年七月)をはじめ、注4・6に記した論文などがあり、当一揆の研究はさかんである。しかし南部に限った研究はみられるが、北部に限ったものはほとんどない。南部に限ったもの一例として前嶋雅光「明治四年播但一揆の一側面」(『兵庫史学』六十三号、昭和四十九年)がある。
- (6) 『部落解放研究』第三号(昭和四十九年)所収。
- (7) 同右、一一二、六頁。
- (8) 一般的に持高が五十石以上の農民を指すが、論者により、また地域によっても二十石以上を指すような場合もあって、定義はまちまちである。一般的な上層農・中層農・下層農の持高は次の通り。
上層農(『富農』一五十二(二十)石以上)
中層農(一五石から五十(二十)石)
下層農(一〇石から五石)
- (9) 『公文録』諸県之部、辛未十二月(『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻、一一八六―一一八七頁)。
- (10) 国立公文書館所蔵。以下、本文中での引用は、注記しなにかぎり同史料から。なお、『兵庫県史料』を含めて『〇〇県(府)史料』と銘打たれた文書全体を『府県史料』と総称している。当史料は、明治七年十一月十日、太政官布達百四十七号によって、各(開拓)使・府・県に維新以降の歴史の編纂を命じ、作成されたものである。
- (11) 「神東神西両郡暴動者罪案処刑」。前注を参照。
- (12) 『兵庫史談』第五十六号、九頁。
- (13) 『部落問題研究』第二十五号、一九頁。
- (14) 同右、二〇頁。
- (15) 『近代の教育と部落問題』二九三頁。
- (16) 同右、三八六頁、注(5)。

- (17) 『公文録』諸県之部、辛未十一月(『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻、一一七八頁)。
- (18) 馬原鉄男『日本資本主義と部落問題』三一―三三頁など。
- (19) ただ町方の記録として藤本義方「日誌」(『兵庫県同和教育関係史料集』第三巻、一一〇八頁)によると、以下の回答書を、一揆勢は渡したとしている。
一、穢多非人之儀者は迄同様之取扱可致儀天朝江可伺、尤伺中は迄之通り取極可申候事
一、御未御年貢御□行之事
一、播州尾州人民入替之儀無之候事
一、神社并ニ寺々之大木小木たりといへとも不切取事
一、鉾山之儀ニ付下方難渋不致様鉾山役所掛合可遣事
一、右之外願出候ハハ採用可有之事
- (20) 『公文録』諸県之部、辛未十月(『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻、一一七五頁)。
- (21) 同右、一一七九頁。
- (22) 「神西神東両郡暴動者罪案処刑」(前掲)内藤文右三衛衛罪案口招には、「森垣村モ歎願致スニ付、組内野村皮多へ布達以前ニ相談致候テハ如何ト」と記されている。